

令和5年1月

お客さま各位

福岡信用金庫

未利用口座管理手数料の新設について

平素より福岡信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間利用されていない普通預金口座の不正利用による被害を防止するため、令和5年4月1日以降、最後のお預入れまたは払戻しから2年以上一度もお取引のない普通預金口座に対し、「未利用口座管理手数料」を新設・導入させていただきます。

対象となる口座は、令和5年4月1日以降、2年以上ご利用されていない普通預金口座、かつ、下記条件（対象となる口座）に合致した場合のみであり、日常の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまが対象となることはありません。

当金庫では、これからもお客さまへのサービスの維持・向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

対象の預金種類	普通預金（決済用普通預金、総合口座含む）
対象となる口座	令和5年4月1日以降、最後の預入れまたは払戻し（当該口座の利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落は除く）から2年以上、一度も預入れまたは払戻しがなく、口座残高が10,000円未満の口座（総合口座含む） ※盗難、紛失等により利用が停止されている口座も対象となります。 ※本手数料導入以前に開設された口座も対象となります。
対象外となる口座	<ul style="list-style-type: none">・ 口座残高が10,000円以上の口座・ 同一支店内で他の金融資産（定期性預金、国債、保険等）の取引がある場合・ 同一支店内で融資取引がある場合
未利用口座管理手数料のご案内	未利用口座の対象となった場合、事前にお届けの住所に案内文書を郵送いたします。 ※案内が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 <ul style="list-style-type: none">・ 郵送後、一定期間（約3か月）経過後も取引がない場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。・ ご連絡を差し上げて一定期間（約3か月）以内に、再度ご利用されるか、ご解約されますと、未利用口座管理手数料はかかりません。

未利用口座の解約	<p>未利用口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、当該残高を手数料の一部に充当したうえで、同口座を解約させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 未利用口座の残高以上のご負担はございません。 • 未利用口座を自動解約させていただいた後の、お客さまのお手続きは一切ございません。
未利用口座 管理手数料	年間1,320円（消費税込み）
その他注意事項	本手数料の返却および解約させていただいた口座の再利用はできません。

以 上